

お申込み方法

本申込書に必要事項をご記入の上、アンドビジョンまでメール、Line または郵送にてお送りください。
※本申込書は全3ページです。必ず3ページともご記入・ご返送ください。
※ホームページ（www.andvision.net）のフォームからもお申込みいただけます。

【お申込書送付方法】

メール

24時間受付

info@andvision.net

※申込書（3ページ分）を撮影またはスキャンして添付送信してください。

LINE

24時間受付

<https://line.me/R/ti/p/@andvision>



※申込書（3ページ分）の画像を送信してください

郵送

365日受付

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町3-8 神田駿河台ビル2F アンドビジョン株式会社

△ 重要：お申込前に必ず「アンドビジョン留学プログラム約款」をお読みください。

<重要> お申込からご出発までのお手続きの流れ

1.【お申込】

申込書（3ページ分）をメール、Line または郵送で送付してください。
※全3ページをご送付ください。

2.【受入承諾のご連絡】

先生、講習会などの空き状況を確認いたします。確認が取れましたらお客様宛に、弊社よりプログラムの受入承諾のご連絡をいたします。

※入試合格前サポート、合格後サポートは、空き状況確認は行いません。
※受入承諾のご連絡後は、本契約の成立となり手続第一段階となります。
※変更・解約時には所定の手数料が発生します。詳細は約款をご確認ください。

3.【申込金入金】

申込書の最後にあるいずれかの振込先に、申込金10万円（別途金額を定めた場合は、その金額）をお振込みください。申込金は費用の一部となります。

4.【最終確認書送付】

弊社より、お手配内容を記載した『ア

ンドビジョン留学手続き最終確認書』をお送りいたします。

5.【最終確認書返送】

「アンドビジョン留学手続き最終確認書」に問題がなければ、ご署名、捺印の上、弊社までご返送ください。

△ 重要なお知らせ

最終確認書に記入された署名日が「事務手続開始日」となります。

※ただし「合格後サポート」の場合は、署名日と学校からの受入確定通知日のいずれか遅い日が事務手続開始日となります。

※最終確認書ご返送後（事務手続開始日以降）は、原則として手続第二段階となります。

※変更・解約時には所定の手数料が発生します。詳細は約款をご確認ください。

※お手配開始後は、ご留学代金の総額に対して手数料が発生いたします。

6.【手配開始】

弊社にてご留学のお手配を開始いたします。

7.【書類・請求書送付】

弊社よりお客様宛に、お手続き書類、残金ご請求書をご送付いたします。

8.【残金入金】

残金のお振込をお願いします。

9.【出発前準備】

短期プログラムは、ご出発の1~2週間前を目処に出発前書類を送付し、留学についてのご案内として出発前説明会を実施します。何か分からないことがあれば出発前説明会でご確認ください。入試合格前サポート、合格後サポートは、必要書類を弊社までご提出してください。

10.【ご出発】

現地での充実したお時間をお過ごしください。

お問い合わせ

アンドビジョン株式会社

☎ 03-5577-4500

✉ info@andvision.net

📞 LINE: <https://line.me/R/ti/p/@andvision>

🌐 音楽留学: <https://www.andvision.net/>

🌐 ダンス留学: <https://www.dance-abroad.com/>



LINE

アンドビジョン留学プログラム 参加申込書

社外秘

契約者・参加者情報

申込日 20 年 月 日

■契約者情報(必須)

△ 未成年者は契約者になれません(参加者としてのみお申込可能です)

フリガナ 契約者氏名	生年月日	西暦	年	月	日	年齢	満	歳	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 回答しない
	国籍①									
フリガナ 現住所	〒					電話	-		-	
	移転予定: <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (月 日まで有効)					携帯	-		-	
						Eメール				

■参加者情報

△ 契約者と参加者が異なる場合のみご記入ください

契約者本人が参加 (以下の記入不要) 契約者と参加者が異なる (以下必須)

フリガナ 参加者氏名	契約者との続柄	生年月日	西暦	年	月	日	年齢	満	歳	性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性 <input type="checkbox"/> 回答しない
		国籍①									
フリガナ 現住所	<input type="checkbox"/> 契約者と同じ (以下の記入不要) <input type="checkbox"/> 異なる (以下記入)					電話	-		-		
	〒					携帯	-		-		
						Eメール					

■参加者の職業・所属・

△ 契約者本人が参加の場合は、契約者の情報をご記入ください

旅券(パスポート)情報

△ 契約者と参加者が異なる場合は、参加者(渡航者)の情報をご記入ください

職業	<input type="checkbox"/> 高校生 <input type="checkbox"/> 専門学校生 <input type="checkbox"/> 短大生 <input type="checkbox"/> 大学生	学校名または会社名								
	<input type="checkbox"/> 大学院生 <input type="checkbox"/> 会社員 <input type="checkbox"/> フリーランス	学部・学科/所属部署		学年	年生					
	<input type="checkbox"/> アルバイト <input type="checkbox"/> 主婦・主夫 <input type="checkbox"/> 無職	学校または勤務先 TEL								
その他 ()										
旅券番号			<input type="checkbox"/> 現在申請中 (取得予定日: 月 日)							
パスポート記載のローマ字氏名 (Surname, Given name)										
発行日	西暦	年	月	日	有効期間満了日					
					西暦	年	月	日	発行国	

△ 留学先により旅券の残存有効期間の要件が異なります。詳細はお問い合わせください。

■国内緊急連絡先(必須)

フリガナ 氏名	続柄	電話	-		-	
		携帯	-		-	
現住所	〒		Eメール			

■留学プログラム詳細・滞在・その他

ご希望の出発日	西暦	年	月	日 (曜日)	ご希望の帰国日	西暦	年	月	日 (曜日) 予定	
ご希望の国					ご希望の都市	※複数ある場合は、複数の国、都市をご記入ください				
プログラム別種	<input type="checkbox"/> 短期プログラム <input type="checkbox"/> 入試合格前サポート <input type="checkbox"/> 合格後サポート <input type="checkbox"/> アラカルト									
ご希望のコース / 学校名	※複数ある場合は、複数のコースをご記入ください				ご希望期間	西暦	年	月	日から	※予定の場合は、予定日をご記入ください
					専攻	西暦	年	月	日まで	
					声楽の方: 声種					
ご希望の講師	第一希望			第二希望			第三希望			
レッスン時の通訳	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		※地域により手配可能です。詳細はお問い合わせください。							
レッスン時の伴奏	<input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない		※地域により手配可能です。詳細はお問い合わせください。							
ご希望の語学学校名					語学学校期間	西暦	年	月	日から	週間
ご希望のコース	(時間/週)						(月~金までの週単位)			
現在の語学力	語 <input type="checkbox"/> 初心者 <input type="checkbox"/> 初級 <input type="checkbox"/> 初中級 <input type="checkbox"/> 中級 <input type="checkbox"/> 中上級 <input type="checkbox"/> 上級									
語学レベル/資格	<input type="checkbox"/> TOEFL 点 <input type="checkbox"/> TOEIC 点 <input type="checkbox"/> IELTS ポイント <input type="checkbox"/> 英検 級 <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/> 資格なし									

(裏面に続く)

■滞在について

ご希望の滞在形式	<input type="checkbox"/> ホームステイ (<input type="checkbox"/> シングル <input type="checkbox"/> ツイン) 食事: <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 朝食付 <input type="checkbox"/> 朝夕食付 <input type="checkbox"/> 朝昼夕食付 <input type="checkbox"/> フラット専有 <input type="checkbox"/> フラットシェア (<input type="checkbox"/> シングル <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> ホテル (<input type="checkbox"/> シングル <input type="checkbox"/> ツイン) <input type="checkbox"/> 学生寮 <input type="checkbox"/> その他 ()	滞在期間	西暦 年 月 日から 西暦 年 月 日まで 備考:
ホームステイ・フラット希望者のみ 以下は手配の参考とさせていただきます。 ※宿泊先の事情により、必ずしもご希望通りとならない場合があります。 (1) 子どものいる家庭: <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> どちらでもよい (2) 年齢の近い異性がいること: <input type="checkbox"/> 好ましくない <input type="checkbox"/> どちらでもよい (3) 他国の留学生がいること: <input type="checkbox"/> 好ましくない <input type="checkbox"/> 同性ならよい <input type="checkbox"/> どちらでもよい (4) ペットのいる家庭: <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> どちらでもよい 好きな動物 () 嫌いな動物・アレルギー動物 ()			

■その他の手配

●現地空港送迎

現地空港送迎	<input type="checkbox"/> アンドビジョンで手配を希望する (<input type="checkbox"/> 片道 <input type="checkbox"/> 往復) <input type="checkbox"/> 希望しない	現地発着空港	空港
--------	---	--------	----

※短期プログラムには含まれている場合がありますので、その場合は、アンドビジョンで手配を希望するをチェックしてください

●航空券手配

- 💡 当社で手配すると以下のメリットがあります
- ・送迎等の手配がスムーズに進みます
 - ・渡航前にフライト時間が変更となった場合、弊社手配の送迎については、送迎時間の変更を無料で行います。
 - ・緊急時も迅速に対応できます

航空券	<input type="checkbox"/> アンドビジョンで手配を希望する <input type="checkbox"/> 自分で手配する	ご希望の発着空港	<input type="checkbox"/> 羽田空港 <input type="checkbox"/> 成田空港 <input type="checkbox"/> 関西国際空港 <input type="checkbox"/> その他 (空港)
-----	---	----------	--

●海外旅行傷害保険 (必須)

- 💡 海外旅行傷害保険へのご加入が必要です (ご自身で手配される場合は、事前に当社の承認が必要です)

海外旅行傷害保険 (必須)	<input type="checkbox"/> アンドビジョンで手配を希望する <input type="checkbox"/> 自分で手続きする
---------------	--

■参考事項

△ 契約者本人が参加の場合は、契約者の情報をご記入ください
 △ 契約者と参加者が異なる場合は、参加者 (渡航者) の情報をご記入ください

参加者の性格・自己PR (該当するものすべて)	<input type="checkbox"/> 社交的 <input type="checkbox"/> 協調性がある <input type="checkbox"/> 積極的 <input type="checkbox"/> 粘り強い <input type="checkbox"/> 内気 <input type="checkbox"/> 無口 <input type="checkbox"/> ユーモアがある <input type="checkbox"/> 神経質 <input type="checkbox"/> まじめ <input type="checkbox"/> 優しい <input type="checkbox"/> 頑固 <input type="checkbox"/> 自立心がある <input type="checkbox"/> 好奇心旺盛 <input type="checkbox"/> 大人しい <input type="checkbox"/> 陽気 <input type="checkbox"/> 信頼性がある	その他の特記事項 ※同行者の有無等	
参加者の過去の海外経験	<input type="checkbox"/> 初めて <input type="checkbox"/> 海外には行ったことがある (回数: 回 国名:) <input type="checkbox"/> 語学研修経験あり (国名: 期間: 西暦 年 月 ~ 年 月) <input type="checkbox"/> ホームステイ経験あり (国名: 期間: 西暦 年 月 ~ 年 月)		

■参加者の健康状態について (必須)

△ 契約者本人が参加の場合は、契約者の情報をご記入ください
 △ 契約者と参加者が異なる場合は、参加者 (渡航者) の情報をご記入ください

喫煙	<input type="checkbox"/> 吸う (※滞在先の家の中では吸えません) <input type="checkbox"/> 吸わない (※滞在中は絶対に吸わないでください)
健康状態	<input type="checkbox"/> 良好 <input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 体は弱い方 定期通院や治療など特記すべき事項 ()
アレルギー	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (以下詳細を記入) 原因: <input type="checkbox"/> 動物 <input type="checkbox"/> 植物 <input type="checkbox"/> 食品 <input type="checkbox"/> 薬物 <input type="checkbox"/> その他 () 症状: <input type="checkbox"/> アトピー性皮膚炎 <input type="checkbox"/> アレルギー性鼻炎 <input type="checkbox"/> 喘息 <input type="checkbox"/> その他 ()
食事制限	食べられないもの: <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり (具体的に:)

この情報は、安全な留学生活のため、現地手配先や緊急時の対応に必要な範囲でのみ使用します。

(右面に続く)

■約款・個人情報の取扱い等への同意（必須） 以下の各項目をご確認の上、該当する□にチェックを入れ、最下欄にご署名ください。

1. 【契約者（お申込者）】共通同意事項 ※全てのお客様（契約者）がチェックを入れてください。	
私（契約者）は、貴社の「アンドビジョン留学プログラム約款」（以下「約款」といいます。）および、約款第 23 条を含む個人情報の取扱いについて熟読し、以下の事項に同意の上、本契約を申し込みます。	
<input type="checkbox"/> 約款の全条項への同意 約款のすべての条項（第 14 条～17 条の変更・解約規定、および第 18 条～21 条の免責事項等を含みますが、これらに限定されません）の内容を理解し、これに同意します。	<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いおよび外国への第三者提供（約款第 23 条） 第 23 条に定める利用目的（手配、連絡、分析等）について同意します。また、私の個人情報（要配慮個人情報を含みます）が、本プログラムの手配および実施のために外国（渡航先国）にある第三者（学校、宿泊先、大使館、保険会社等）へ提供されること、および当該国の個人情報保護制度が日本と異なる可能性があることを理解した上で同意します。
<input type="checkbox"/> 権限の表明 私は、本契約を締結する正当な権限を有していることを表明し、保証します。	<input type="checkbox"/> ルールの遵守 諸規則、約束事項、および現地受入機関の指示に従うことを約束します。
<input type="checkbox"/> 反社会的勢力の排除（約款第 8 条） 現在および将来にわたり、自己（法人の場合は役員を含む）が暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを表明・確約します。	
2. 参加者（渡航者）の確認 ※以下のいずれかにチェックを入れてください。	
<input type="checkbox"/> 契約者ご本人が参加（渡航）します →以下の「3.」および「4.」の記入は不要です。 「5. 契約者署名欄」へお進みください。	<input type="checkbox"/> 契約者以外の方が参加（渡航）します（親子留学、法人契約など） →以下の「3.」を確認・記入し、「4.」で参加者ご本人の署名をもらってください。 （※参加者が幼少等の理由で署名できない場合は、契約者が代筆・同意してください）
3. 【契約者・参加者が異なる場合】契約者による追加確約事項	
【契約者の確約】私（契約者）は、参加者に対し約款および個人情報の取扱いについて十分な説明を行いました。	
<input type="checkbox"/> 代理権限と連帯責任の確約（約款第 4 条） 参加者を代理して本契約を締結する正当な権限を有していることを保証します。また、参加者の行為および参加者に生じた損害等について、契約者として約款に基づく連帯責任を負うことを了承します。	<input type="checkbox"/> 参加者の個人情報提供の同意取得（約款第 23 条） 参加者の個人情報（要配慮個人情報を含みます）を貴社に提供すること、および貴社が留学手配のために外国（渡航先国）にある第三者へ提供することについて、参加者本人から適法に同意を得ています。
4. 【契約者・参加者が異なる場合】参加者による同意事項 ※参加者ご本人が内容を確認し、チェックを入れてください。なお、参加者が未成年の場合は、法定代理人（親権者）も以下の内容を確認し、参加者の同意を承認するとともに自らも同意の上、所定欄にご署名・ご捺印ください。	
私（参加者、および参加者が未成年の場合は法定代理人）は、契約者から約款および個人情報の取扱いに関する説明を受け、以下の内容に相違ないことを確認し、同意します。	
<input type="checkbox"/> 約款の適用と代理権の確認（約款第 4 条 7 項・8 項） 私は、契約者から約款（重要条項を含む全条項）の説明を受けました。私は、約款の「お客様」をその性質に反しない限り「参加者」に読み替えて全条項が私に適用されることに同意し、契約者が私を代理して本契約を締結することを承認します。	記入日：20 年 月 日 [参加者（渡航者）ご署名] 参加者ご氏名（自筆署名）： _____ ㊞ ※参加者ご本人の印鑑をご使用ください。 [未成年者の場合の法定代理人（親権者）ご署名]
<input type="checkbox"/> 免責および損害賠償に関する同意（重要：約款第 4 条 9 項・10 項、第 18 条～21 条） 私は、約款に定める当社の免責事項等（第 18 条～21 条）が私にも適用されること、およびこれらの規定により当社が免責される事由については当社に対し損害賠償請求ができないことに同意します。また、私の行為により生じた損害等について、契約者と連帯して責任を負うことに同意します。	記入日：20 年 月 日 ※参加者が未成年の場合は、親権者（父・母等）のご署名が必要です。 ※各署名者（参加者本人、父、母）は、それぞれ異なる印鑑をご使用ください。 【共同親権者の代表に関する表明】親権者が他にもいる場合（父母等）で、以下の署名欄のいずれか一方のみに署名する場合、私（署名者）は、もう一方の親権者を代表して（あるいは同意を得て）本申込書に署名していることを表明します。
<input type="checkbox"/> 個人情報の取扱いおよび外国への第三者提供（約款第 23 条） 第 23 条に定める利用目的（手配、連絡、分析等）について同意します。また、私の個人情報（要配慮個人情報を含みます）が、本プログラムの手配および実施のために外国（渡航先国）にある第三者（学校、宿泊先、大使館、保険会社等）へ提供されること、および当該国の個人情報保護制度が日本と異なる可能性があることを理解した上で同意します。	上記参加者 親権者法定代理人 (父) 氏名： _____ ㊞ (母) 氏名： _____ ㊞
5. 【契約者】署名欄（必須） 上記の内容を全て確認し、申し込みます。	
記入日：20 年 月 日	
【個人の場合】 契約者ご氏名（自筆署名）： _____ ㊞	
【法人の場合】 法人名： _____	
代表者または署名権限者 役職・ご氏名（自筆署名）： _____ ㊞	
※本申込書のご提出をもって、契約が正式に成立するものではありません。当社からの承諾通知（書面またはメール等）の発信をもって契約成立となります（約款第 4 条）。	

■お申込金のお振込先

お申込金 10 万円（または別途定めた金額）を下記口座へお振込ください。
※費用の全額をお振込いただくことも可能です

△ 振込手数料はお客様負担となります
△ 振込人名義は契約者名でお願いします

【振込先】

右記のいずれかにお振込ください

■三菱 UFJ 銀行 八重洲通支店 普通 1978825 アンドビジョン株式会社

■みずほ銀行 青葉台支店 普通 1967431 アンドビジョン株式会社

■郵便振込 記号 10190 番号 88915991 口座名義：アンドビジョン株式会社

■申込書の送付先等は表紙をご確認ください。

ご記入ありがとうございました。お客様の留学を全力でサポートいたします！

アンドビジョン留学プログラム約款

第一章 総則

第1条(適用範囲)

1 アンドビジョン株式会社(以下「当社」といいます。))がお客様と間で締結するアンドビジョン®留学プログラムに関する事務手續代契約(以下「本契約」といいます。))は、この約款(以下「本約款」といいます。))を定めるとともに、本約款に定める以外の事項については、法令又は一般に確立された慣習によることとします。

2 前項の規定にかかわらず、当社とお客様との間で「アンドビジョン®留学手続き最終確認書」(以下「最終確認書」といいます。))を取り交した場合には、以下「最終確認書」といものと本約款の定めとの間、矛盾又は抵触する事項があるときは、法令に反しない範囲で、当該最終確認書の定めが本約款に優先して適用されるものとします。

3 本約款により提供される「アンドビジョン®留学プログラムは、旅行業法第2条第2規定の「旅行業」には該当しないサービスを対象としています。

第2条(用語の定義)

本約款において、用語の定義は以下のとおりとします。

1 「プログラム」又は「留学プログラム」とは、当社及び当社提携先(以下「当社等」といいます。))が、海外留学を希望するお客様のために企画・運営する、本項(1)から(4)号に定めるサポートサービス(以下「サポートサービス」といいます。))の総称であり、旅行商品とは異なります。なお、ご利用頂けるプログラム内容及びプログラムに個人差を生ずる手配内容は、現地手配先、又は現地手配先と個人又は機関の状況、海外事務所その他当社等との都合により変動することがあることを、お客様は予め承諾するものとします。

(1)短期プログラム:海外での講習会、マスターコース、プライベートレッスン、語学学習、コンクール等、比較的短期間の留学等に關する事務手続きを含むサポートするプログラム。

(2)入試合前サポート:長期留学を目的として、現地手配先(学校等)の出発前合否が確定するまでの期間に必要な事務手続きを含むパッケージとしてサポートするプログラム。

(3)合格後サポート:長期留学を目的として、現地手配先(学校等)の合否確定後から出発するまでの期間に必要な入学手続きや、渡航に関する航空チケット、現地でのご生活準備等をパッケージとしてサポートするプログラム。

(4)アラカルト:前3号に定めるプログラムに含まれるサポート内容のほか、当社が別途個別に定めるサポート項目を、お客様が必要に応じて選択して利用できるプログラム。

2 「手配内容」とは、当社が本契約に基づきお客様のために手配する具体的な構成要素(本条第9項に定める基幹手配内容を含みます。))をいいます。現地手配先、当該現地手配先が提供するサービス(授業、講習、レッスン、マスターコース、カリキュラム、食事、現地オリエンテーション)の内容、宿泊施設又は滞在先(ホームステイ、寮、アパート)、ホテル、賃貸不動産等の手配、交通機関(航空機、列車、空港送迎等)の手配、日程、査証等の申請書類、及びこれらに費用を含みますが、これらに限られません。

3 「現地手配先」とは、留学先となる国又は地域に所在し、当社がお客様に宿泊、授業、講習その他の現地サービスを提供する個人又は機関(法人又は団体を含みますが、これらに限られません。))、学校、講習会主催者、宿泊滞在先(ホームステイ先、寮、アパート、ホテル、賃貸不動産等)、講師、現地提携先(エージェント)その他これらに類する者を含みますが、これらに限られません。

4 「基幹手配内容」とは、本契約に基づき当社が手配する構成要素のうち、プログラムの中核をなす部分を含み、短期プログラムにおける講習会、マスターコース、プライベートレッスン、語学学習、コンクール等への参加申込み(又はこれに類する手続)等、又は入試合前サポート及び合格後サポートにおける留学先への出発若しくは入学手続きを含みます。具体的な基幹手配内容は、最終確認書において特定するものとします。

5 「事務手續開始日」とは、当社が本契約に基づく具体的な事務手續に着手する日を含み、原則として、最終確認書の署名欄に記入されている日付を含みます。ただし、「合格後サポート」においては、最終確認書の署名と、合格した学校から受入確定の通知が当社又はお客様にあつた日、いずれか遅い方の日をもって事務手續開始日とします。

6 「手配確定日」とは、本契約に基づいて当社が提供する役務が完了する日を含み、原則としてプログラム毎に次の各号に定めるお日よりとします。ただし、プログラムの具体的な内容により、これより難しい場合は、最終確認書において別途定めさせていただきます。

(1)短期プログラム:最終確認書において特定された基幹手配内容において定める機関又は役務提供者に対し、当社が申込み手続き(電子メールの発信、書類の発送又はオンラインシステムでの申請等を含みますが、これらに限られません。))を完了した日

(2)入試合前サポート:次に掲げる日のうち、いずれか早く到来する日

イ 当社がお客様に代わり、出席を希望する全ての学校に対して申込み手続き(電子メールの発信、書類の発送又はオンラインシステムでの申請等を含みますが、これらに限られません。))を完了した日

ロ 当社がお客様に代わり出席した学校のうち、いずれかの学校から合格の通知が当社又はお客様にあつた日

(3)合格後サポート:次に掲げる日のうち、いずれか早く到来する日

イ 事務手續開始日から起算して41日目にあつた日

ロ お客様が留学のため日本を出発する日(渡航日)

(4)アラカルト:お客様が依頼した個別のサポート項目について、その内容に応じ、次に定める日を含みます。

イ 翻訳依頼:お客様の商品を目的とするサポート項目

ロ 当社が現地提携先の作成を完了した日

ロ 現地手配先への出席、査証等の申請その他申込み手続きを目的とするサポート項目:当社が当該申込み手続きを完了した日

ハ 空港送迎その他実施日が定められた役務の提供を目的とするサポート項目:当社が当該役務の手配を完了した旨をお客様に通知した日(通知は原則として当社所定のシステム(マイページ)により行いますが、その他合理的な方法により場合を含みますが、これらに限られません。))

二 上記イからハに該当しないサポート項目:当社が提供する役務が完了した日

7 「事務第一段階」とは、第4条1項に定める本契約の成立日から事務手續開始日の前日までの期間を指します。

8 「事務第二段階」とは、事務手續開始日後に手配確定日までまでの期間を指します。

9 「書面」とは、紙媒体による文書のほか、電子メールその他の電磁的方法により表示された記録を含むものとします。

10 「プログラム料」とは、当社が提供する本契約に基づく各種業務の対価として、お客様が支払うべきものです。ただし、「短期プログラムのプログラム料金」は、実費の全部又は一部(講習費、レッスン料等を含みますが、これらに限られません。))を含むものとして設定される場合があります。

11 「実費」とは、当社がお客様に代わって立替はする費用(長期プログラムにおいてプログラム料に含まれる費用を除きます。))をいいます。現地手配先に支払う授業料、滞在費、査証等の申請料、翻訳料、その他これらに類する費用を含みますが、これらに限られません。

12 「査証等」とは、旅行(ESTA、ビザ(ビザ))、滞在許可、及び電子渡航証(EAST, eTA, ETIAS等を含みます。))のほか、名称の如何を問わず、渡航先への入国又は滞在のための公的機関より求められる一切の許可、証明書及び手続を総称します。

第二章 契約の成立

第3条(契約の成立)

1 本契約の申込みとは、当社所定の「アンドビジョン留学プログラム参加申込書」(以下「申込み書」といいます。))に必要事項を記入の上、当社へ提出することとします。申込み書には、書面によるものほか、当社所定のウェブサイトを通

じた他の電磁的方法(電子署名、当社の指定するシステム)による申込み手続の完了を含みますが、これらに限られません。よるものとします。

2 本約款において「申込み」とは、お客様が選択されたプログラム毎に別表第一に定める金額をいいます。ただし、プログラム料金別表第一に定める金額と同額又は下回る場合には、申込みは当該プログラム料金の金額となります。

3 申込みは、お客様がプログラム料金の全部又は一部に充当されます。

第4条(契約の成立及び契約当事者)

1 本約款は、お客様及び申込み書が提出され、当社がその内容を確認し、これを承諾した時点で成立するものとします(以下、この日を「契約成立日」といいます。))。当社の承諾の意思表示は、書面又は当社の指定する方法による電磁的方法(電子署名、当社が指定するシステム上の承諾手続の完了を含みますが、これらに限られません。))によりお客様に行い、当社が当該意思表示を発信した時点をもって承諾したものとみなします。

2 お客様は、契約成立日から1ヶ月以内に、第3条2項に定める申込み書で指定する方法により支払うものとします。

3 お客様が前項の期限までに申込みの支払いをしない場合、当社との間に合意がない限り、本約款は当然に解約されたものとみなします。

4 お客様は、前項のとおり契約成立後、当該プログラムの内容についてお客様と協議のうえ、お客様より最終確認書の提出を受けた時点で、最終的なプログラム内容が確定します。この最終確認書は、お客様と当社との間の書面又は電磁的方法(電子署名、当社が指定するシステム上で確認手続の完了を含みますが、これらに限られません。))による最終的な合意を含むものとします。

5 本約款の内容について、申込み、パンフレット、又は最終確認書との間に相違する点がある場合には、最終確認書が優先するものとします。

6 本約款における「お客様」とは、当社と本契約を締結する当事者(以下「契約者」といいます。))を指すものとします。契約者とは、実際にプログラムを利用する者(以下「参加者」といいます。))と異なる場合、契約者は申込み時に参加者を特定し、当社の承諾を得るものとします。なお、本契約1件につき参加者は1名に限るものとし、参加者が複数名いる場合には、当社が別途決定した場合を除き、参加者ごとに個別の契約を締結することとします。

7 契約者は、自己の責任において、参加者に対し本約款の内容、とりわけ第5条(拒否事由)、第6条乃至第8条(必要書類の提出、表明約款等の義務及び禁止行為)、第14条乃至第17条(契約の変更・解約・解除等)、第18条乃至第21条(不可抗力)、当社の責任範囲、免責事項、責任及び損害の負担)、第22条(情報管理)システムの利用及び情報管理システム(個人情報)の取扱い、第25条(一般業務)、第26条(準則法)、及び第27条(裁判管轄)等の重要事項(なお、重要事項はこれらに限られず、本約款の全ての条項が対象となります。))を周知し、遵守させる義務を負います。

8 契約者が本契約を締結した時点で、参加者は本約款のすべての条項(これら重要条項を含みますがこれらに限られません。))に同意し、当該規定の「お客様」をその性質に反しない限り参加者に読み替えて適用されることについて、契約者が参加者を代理して承諾したものとみなします。契約者は、当該代理権限を正当に有していること、および本契約の締結および個人情報提供等について参加者本人の同意を得ていることを表明し、保証するものとします。

9 お客様が本約款においては、法令に違反した行為、または参加者の同意なくして、当社または第三者による不正な損害、紛争、および追加費用を生じ、契約者または参加者が蒙り得た当社又は当該第三者に対する一切の責任(損害賠償責任を含みます。))を負うものとします。

10 本約款に定める当社の免責および責任範囲に関する規定(第18条(不可抗力)、第19条(当社の責任範囲)、第20条(免責事項)、および第21条(責任及び損害の負担)を含みますが、これらに限られません。))は、契約者のみならず参加者に対しても適用されるものとします。したがって、当該規定により当社が免責される事由については、契約者のみならず参加者も、当社に対して損害賠償請求等の法的な請求を行うことはできません。

11 当社は、お客様より本約款に基づく契約の申込があつた場合、申込に定める事由の一つ、あるいは複数が認められる場合は、申込をお断りすることがあります。

(1)以下のいずれかに該当する時

イ お客様(契約者または参加者を含みます。以下本条において「当事者」として用います。))が未成年者であり、その法定代理人(親権者)からの承諾がない場合

ロ 当事者が未成年者(成年に達していない場合を含む)であり、当社が未成年者と判断してその保護者(親権者)の同意を求めたにもかかわらず、その同意が得られない場合

ロ お客様の年齢、資格、技能その他の条件が、プログラム参加に適切な条件を満たしていない当社が認めるとき

3 過去の既往症、または現在の自身の健康状態がプログラム参加に不適切であると当社が認めるとき

(4)お客様が希望する手配内容が、現地手配先と異なる機関等の定義により可能な余裕がない場合など、客観的に手配できない可能性があることが明らかとなる時

(5)客観的に留学等が認められ可能性がないことが明らかとなる時

(6)現地の治安状況その他の事情により、当社がお客様の安全を確保できない、あるいはプログラムの実施に障害がある、又はそのおそれがあるとして判断したとき

(7)お客様が希望する手配が、期限までに完了できる見通しがないとき

(8)お客様がプログラムの運営に支障をきたす、又はまたはそのおそれがあるとして判断したとき

(9)お客様の申込みが承諾すること、プログラムの目的、趣旨等に照らし、申込み内容と当社が合理的に判断したとき

(10)お客様の申込み内容に虚偽あるいは重大な虚偽があることが判明したとき

(11)お客様が、第8条に定める表明保証に違反し、又は違反するおそれがある当社が合理的に判断したとき

(12)お客様が、第9条に定める確約に違反し、又は違反するおそれがある当社が合理的に判断したとき

(13)その他お客様との信頼関係が破滅されるなど、本契約を締結しがたい合理的な理由がある当社が判断したとき

第6条(必要書類)

1 本約款に基づく各種手続に必要な書類(以下「必要書類」といいます。))は、別途当社よりご案内いたします。

2 お客様は、前項の必要書類に、指定された方法にて記入の上、必ず当該指定の期日までに当社へ提出するものとします。

3 当社指定の提出期限(以下「当該提出期限」といいます。))を過ぎた必要書類をご提出いただいた場合でも、当社が可能な限り対応いたしますが、当社が提出期限の必要書類を提出しない場合は、申込みを保留させていただきます。当社提出期限を過ぎたことにより、お客様は当該期間を過ぎたの不利を被ったこととなり、当社はその一切の責任を負いません。また、当社提出期限を過ぎて提出された場合、第11条に定めるラッシュ料金を適用する場合があります。

第7条(旅行保険契約締結義務)

1 お客様は、本契約成立後、現地でのご病気・傷害等に加え、お客様がより快適かつ安心して現地でのご生活を送るために、当社指定の海外旅行傷害保険契約又は当社が内容を確証し提供した同等の海外旅行傷害保険契約を締結しなければなりません。但し、保険料はプログラム料金に含まれていません。なお、現地滞在中に発生した事故その他お客様の責任に關しては、当社が故意又は過失がある場合を除き、一切責任を負いません。万一、当社が故意又は過失によりお客様に損害が生じた当社が責任を負う場合、その責任の範囲は第21条3項の定めに従ふものとします。

2 当社は、出発までにお客様が前項の保険契約を締結していない場合、本契約を解約することがあります。この規定に基づき当社が本契約を解約した場合、当該契約は第17条第1項第2号に規定し、解約として取り扱ひ、お客様は当社に対し第17条第4項に従ひ別表第五に定める解約手数料を支払うものとします。

第8条(表明及び確約)

お客様は、当社に対し、本契約の申込時点において、自己(注)の権利を、その役員又は従業員を含みますが、暴力団、暴力団員、暴力団関係者となつた時か、若しくは、若しくは、暴力団関係者となつた時か5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、その他これらに準ずる者(以下、これを総称して「反社会的勢力」といいます。))に該当しないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係性を有していないことを表明し、かつ将来にわたつてもこれらに該当しないことを確約します。

2 お客様は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に定める行為を行わないことを確約します。

(1)当社またはその関係者に対し、脅迫、暴力、義務のない事項の強要、侮辱的言動、継続的または執拗な要求、業務の正常な遂行を妨げる言動、名誉・信用を毀損する行為その他社会通念上不相当と認められる言動を行うこと。

(2)風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為。

(3)その他各号に準ずる行為。

第三章 契約上の権利義務

第9条(権利の譲渡禁止及び有効期間)

1 お客様は、本契約において、各種業務の提供を受ける権利を第三者に譲渡したり、質権等の他の担保を受ける等の行為はできません。当社等の提供する各種業務は、契約者であるお客様本人のみを対象に提供されます。

2 当社の各種プログラムは、本契約成立日から1年以内に渡航又は受講等(講習会、レッスン等への参加を含みますが、これらに限られません。))を開始して頂くことを原則としています。お客様が本契約に基づく業務の提供を受けようとする期間(以下「有効期間」といいます。))は、最終確認書その他当社において特別の定めがある場合には、本契約成立日から1年間とします。但し、やむを得ない事由がある当社が認められた場合には、この限りではありません。

3 本約款に基づき本契約が解約された場合、又は法令に基づき本約款が解除された場合、お客様は解約日(解除日)をもって本契約に基づく業務の提供を受けられる権利を喪失するものとします。第9条第17条項目又は2項に規定する事由が存在する場合、当社は、お客様に対する業務の提供を停止し、又は権利を喪失させることができるものとします。

第四章 料金等

第10条(プログラム料金等)

1 お客様は、本契約の成立により、申込み(プログラム料金)の全部又は一部に充当されます。プログラム料金、及び実費をお支払いいただきます。

2 本約款並びに別表第三及び別表第五において解約手数料等の算定の基礎となる金額は、プログラムの種類によって以下のとおりとします。

(1)短期プログラム、入試合前サポート、合格後サポート:プログラム料金

(2)アラカルト:お客様が選択した個別のサポート項目に定める料金の合計額

3 お客様が本約款第3条に基づき支払われた申込みは、プログラム料金の全部又は一部に充当されます。

4 プログラム料金及び実費の概要は、当社のウェブサイト、最終確認書又は別途当社が発行する見積書等に記載されてお

5 アラカルトを除き、プログラム料金は、当社が提供するサポート業務を全体とする額の手数料です。そのための無償、権利を行使する個別の業務の一回回数、利用の有無、又は利用内容によって、プログラム料金が減額(返金)されることがあります。

6 前項の規定にかかわらず、「入試合前サポート」において、初回の出席が不格好だった場合、同一のプログラムに対し、同一の手配内容で翌年又は翌翌年(1年以内)に再出席する場合に限り、当社は、限を限度として追加のプログラム料金を申し受けようとする当該学校への出席手続のサポートを提供します。ただし、査証等の申請手続、宿泊施設若しくは滞在先の手配、その他学校への出席手続以外の業務については、当社がサポートを行う場合は、お客様は別途追加料金を支払うものとします。また、手配内容に変更がある場合、又は再出席の際に、翻訳業務の再作成、成績証明書等の再換算その他追加作業が必要となる場合は、当該作業はお客様の負担とします。

第11条(ラッシュ料金)

1 お客様は、別表第二の定めに従ってラッシュ料金が発生する場合、通常のプログラム料金に加え、前表に定める金額のラッシュ料金を追加にお支払い頂きます。

2 お客様は、本契約において、本約款に定められたラッシュ料金については、手配内容により適用条件が異なるため、別表第二の定めに従って、プログラム料金に算入します。

3 受入先等の都合等当社の責めに帰すべき事由によりお支払いできなかった場合でも、第1項及び第2項に基づきお支払いいただいたラッシュ料金は返金いたしません。なお、この場合におけるプログラム料金及び実費の取扱いについては、本約款に定める他の条項(第18条乃至21条を含みますが、これらに限られません。))の定めに従ふものとします。

第12条(プログラム費用等の支払方法)

1 お客様は、プログラム料金及び実費並びに前条に定めるラッシュ料金(以下「プログラム費用等」といいます。))を当社が別途指定する期日までに、当社指定の口座に振込あるいは別途指定の方法でお支払い頂くものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

2 当社指定の期日までにプログラム費用等をお客様がお支払い頂けない場合、当社は、本契約に基づき手続が停止する場合があります。ご希望の期日までに手続が完了できない場合においても、お客様が手続を遅延したことに起因してお客様に生じた不利については、当社は一切責任を負いません。お客様の手配内容が変更された場合、振込手数料等はお客様の負担とします。

3 受入先等の都合等当社の責めに帰すべき事由によりお支払いできなかった場合でも、第1項及び第2項に基づきお支払いいただいたラッシュ料金は返金いたしません。なお、この場合におけるプログラム料金及び実費の取扱いについては、本約款に定める他の条項(第18条乃至21条を含みますが、これらに限られません。))の定めに従ふものとします。

4 現地手配先及び現地手配先が提供するサービスに関する最新の情報をお客様に提供するよう努めますが、前項の事由による可能性について、情報の完全性、正確性、適時性を保証するものではありません。

5 第1項の変更に伴い実費が増加が生じた場合、当社はお客様の間で当該実費の精算を行います。

6 第1項の変更によりお客様に損害が生じた場合の当社の責任については、第20条(免責事項)の定めに従ふものとします。

7 お客様が第1項に基づき(手配内容又は実費の変更を承諾しない場合、お客様は本契約を解約することとします。))の場合における解約手数料及びキャンセル料の取扱いについては、第16条(お客様による契約の解約)の定めに従ふものとします。

第16条(お客様による契約の解約)

1 お客様は、当社所定の書式による解約申込書を提出し解約を申し出ることにより、いつでも本契約を解約することができます。

2 お客様は、前項の規定に基づき本契約を解約した場合、プログラムの種類及び解約を申し出した時期に応じて、別表第五に定める解約手数料を支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

3 お客様は、第1項の規定に基づき本契約を解約した場合、お客様は、第1項の規定に基づいて現地手配先が規定するキャンセル料が生じ、お客様にお支払い頂く場合があります。この場合、お客様は当社に対し、解約手数料とともに現地手配先が規定するキャンセル料を支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

4 当社は、プログラム料金とは別にお客様より実費として受領した金銭がある場合、現地手配先へのキャンセル料の返還を行います。

5 当社は、解約に伴いお客様に対し返還すべき金銭がある場合は、速やかにお客様(契約者)に蓋の銀行口座へ返金の手続を行います。但し、返金にかかる振込手数料等は、お客様が負担するものとします。

6 第18条(不可抗力)及び第20条(免責事項)に定める事由による場合を除き、当社が故意又は過失により、本契約の目的が達成されなくなり、本契約が解約された場合、本条第1項から第5項までの規定にかかわらず、当社はお客様が既に受領したプログラム料金、実費をお客様に返します。なお、振込手数料は当社が負担とします。

第17条(当社からの解約)

1 本約款に次に定める事由が一つでも生じた場合、当社は本約款第24条3項に定められた方法による通知の方法により権限の上、本契約を解約することができるものとします。

(1)お客様が当社指定の期日までに申込み書の必要書類を提出しない場合。

(2)お客様が当社指定の期日までに必要な金員の支払いをしない場合。

(3)お客様が選択し届けられたお客様に関する情報に、虚偽あるいは重大な虚偽があることが判明した場合。

手配内容以外の手配内容の変更を書面により申し出ることができません。この場合、当社が当該申請に基づく変更を承諾した時に、所定の変更がなされた時か、若しくは、若しくは、お客様がご希望に沿うことができないよう可能な限り対応します。ご希望に沿えない場合があります。

(2)前号の場合、お客様は当社に対し、前号の申出に係る書面が当社に到着した日(以下「変更申出日」といいます。))に提出する書面が当社に到着した日(以下「変更申出日」といいます。))を基準として、別表第三に定める変更手数料を支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

(1)お客様は、当社に対し、本契約において選択したプログラム自体の変更はせず、基幹手配内容の変更を書面により申し出ることができません。この場合、当社が当該申請に基づき変更を承諾した時に、所定の変更がなされたこととします。なお、当社は、お客様がご希望に沿うことができないよう可能な限り対応しますが、ご希望に沿えない場合があります。

(2)前号の申出に係る変更申出日が、事務手續開始日の前日以前の場合(手續第一段階)は、お客様は当社に対し、別表第四の第1項に定める変更手数料を支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

4 前号の申出に係る変更申出日が、事務手續開始日以降の場合(手續第二段階)は、プログラムの種類に応じて、次に定めるとおりとします。

イ 「入試合前サポート」又は「アラカルト」であるときは、変更前本契約について解約として取り扱うものとします。お客様は、別表第五に規定された解約手数料を当社に支払うものとします。

ロ 「入試合前サポート」又は「合格後サポート」であるときは、お客様は、変更前の基幹手配内容に関して当社が既に実施した業務の対価として、当社が別途算定する費用(当該業務をアラカルトプログラムとして個別に依頼した場合はその料金を準じます。))を支払うものとします。本契約は変更後の基幹手配内容について継続するものとします。この場合、前項に定める変更手数料及び本条により定められた解約手数料が発生しません。

3 (プログラム自体の変更)

(1)お客様は、当社に対し、本契約において選択されたプログラムを、別のプログラム(例:「入試合前サポート」から「短期プログラム」への変更)または、第2条第2項(1)号から(4)号に定める内容を変更することを含みます。この変更をするを書面により申し出ることができま。この場合、当社が当該申請に基づく変更を承諾した時に、所定の変更がなされたこととする場合を除き、お客様は、ご希望に沿えない場合があります。

(2)前号の申出に係る変更申出日が、事務手續開始日の前日以前の場合(手續第一段階)は、お客様は当社に対し、別表第四の第1項に定める変更手数料を支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

(3)前号の申出に係る変更申出日が、事務手續開始日以降の場合(手續第二段階)は、変更前の本契約について解約として取り扱うものとします。お客様は、別表第五に規定された解約手数料を当社に支払うものとします。

4 (共通事項)

(1)お客様が第3号又は前項第3号の規定により変更前本契約が解約として取り扱われた場合において、当該解約された変更前本契約に基づき既ににお支払い頂いた金銭があるときは、変更後の新たな契約に伴うプログラム料金、実費等にお支払されること、不足がある場合は別途精算する手続を行います。なお、当該手数料はお客様の負担とします。

(2)本条第1項、第2項又は第3項いずれの場合においても、当社が別途定める変更手数料、解約手数料、第2項第3号口に定める費用(以下、本条において「変更手数料等」といいます。))のほか、変更前のプログラムに付き、変更又は解約したことにより発生し現地手配先が定めるキャンセル料等の費用(以下「キャンセル料」といいます。))をお支払い頂く場合があります。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

(3)お客様が感染の可能性がある病気に罹患した場合、当社は、お客様の判断で、お客様の出席を制限し、又はお客様の当社等へのアクセスの利用を制限する場合があります。これにより、プログラムの変更又は解約が必要となる場合、お客様は当社に対し、本約款に規定の変更手数料等及びキャンセル料を支払うものとします。

(4)当社は、プログラムの変更に伴い、お客様に対し返還すべき金銭がある場合は、速やかにお客様の口座を行います。但し、返金にかかる費用(振込手数料等)、は、お客様が負担するものとします。

(5)本条第1項、第2項又は第3項いずれの場合においても、当社がお客様に提出した変更の申出に対し、他のプログラム、現地手配先における変更の申出、時期その他の諸事情により、お客様のご希望に沿えない場合があります。

5(当社の責めに帰さない事由によるプログラムの変更)

1 当社の責めに帰さない事由(現地手配先、交通機関、大使館、移民局等の都合、スケジュールの変更・改正、査証等の遅延・不許可等を含みますが、これらに限られません。))により、手配内容又は実費が変更されることがあります。

2 当社は、現地手配先が提供される最新の情報に基づき、現地手配先及び現地手配先が提供するサービスに関する最新の情報をお客様に提供するよう努めますが、前項の事由による可能性について、情報の完全性、正確性、適時性を保証するものではありません。

3 第1項の変更に伴い実費が増加が生じた場合、当社はお客様の間で当該実費の精算を行います。

4 第1項の変更によりお客様に損害が生じた場合の当社の責任については、第20条(免責事項)の定めに従ふものとします。

5 お客様が第1項に基づき(手配内容又は実費の変更を承諾しない場合、お客様は本契約を解約することとします。))の場合における解約手数料及びキャンセル料の取扱いについては、第16条(お客様による契約の解約)の定めに従ふものとします。

第16条(お客様による契約の解約)

1 お客様は、当社所定の書式による解約申込書を提出し解約を申し出ることにより、いつでも本契約を解約することができます。

2 お客様は、前項の規定に基づき本契約を解約した場合、プログラムの種類及び解約を申し出した時期に応じて、別表第五に定める解約手数料を支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

3 お客様は、第1項の規定に基づき本契約を解約した場合、お客様は、第1項の規定に基づいて現地手配先が規定するキャンセル料が生じ、お客様にお支払い頂く場合があります。この場合、お客様は当社に対し、解約手数料とともに現地手配先が規定するキャンセル料を支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。

4 当社は、プログラム料金とは別にお客様より実費として受領した金銭がある場合、現地手配先へのキャンセル料の返還を行います。

5 当社は、解約に伴いお客様に対し返還すべき金銭がある場合は、速やかにお客様(契約者)に蓋の銀行口座へ返金の手続を行います。但し、返金にかかる振込手数料等は、お客様が負担するものとします。

6 第18条(不可抗力)及び第20条(免責事項)に定める事由による場合を除き、当社が故意又は過失により、本契約の目的が達成されなくなり、本契約が解約された場合、本条第1項から第5項までの規定にかかわらず、当社はお客様が既に受領したプログラム料金、実費をお客様に返します。なお、振込手数料は当社が負担とします。

第17条(当社からの解約)

1 本約款に次に定める事由が一つでも生じた場合、当社は本約款第24条3項に定められた方法による通知の方法により権限の上、本契約を解約することができるものとします。

(1)お客様が当社指定の期日までに申込み書の必要書類を提出しない場合。

(2)お客様が当社指定の期日までに必要な金員の支払いをしない場合。

(3)お客様が選択し届けられたお客様に関する情報に、虚偽あるいは重大な虚偽があることが判明した場合。

- (4)お客様が当社指定の海外旅行保険等保険契約、又は当社が内容を確認し承認した同様の保険契約を締結しない場合。
- (5)お客様が本契約に違反した場合。
- (6)お客様が本契約を維持しがたい旨の発信行為を行った場合。
- (7)お客様が病気、心身喪失、心神耗弱、精神上の疾患、介助者の不在等の事由により、プログラムの継続に耐えられない場合。
- (8)お客様が貴めに帰すべき事由により、当社が合理的な手段により連絡を詰めたにもかかわらず、1カ月以上にわたる連絡が取れない場合。
- (9)その他やむを得ない事由があると当社が合理的に判断した場合。
- 2 お客様に対し定める事由の一つが生じた場合、当社は、催告をこななく、本契約を解約することができるとします。
- (1)お客様が、日本国内外を問わず、破産、民事再生、私的整理又はこれに類する倒産手続の申立てをし、又はその申立てを受けた場合。
- (2)お客様が、第8条第1項又は第2項の規定に違反したと当社が合理的に判断した場合。
- (3)お客様が死亡又は所在不明となつた場合。
- (4)その他やむを得ない事由があると当社が合理的に判断した場合。
- 3 当社が、お客様に対し、当社に届け出たあなたの連絡先その他合理的な手段により連絡を詰めたにもかかわらず、1年間以上継続して連絡が取れない場合は、当社からの意思表示その他通知を要することなく、本契約は当然に解約されたものとみなします。
- 4 前3項に基づき当社が本契約を解約した場合、お客様は、当社に対し、別表第五に定める解約手数料及び、当該解約に伴い発生した現地手配先が定めるキャンセル料、実費を支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。ただし、当社の故意又は過失によりプログラムが履行不能となった場合はこの限りではありません。

第六章 責任

第18条(不可抗力)

- 1 以下の各号に掲げるいづれかの事由(以下「不可抗力事由」といふ。)により、本契約内容の全部又は一部の実施が不能となり、又は若しくは困難となつたとき、当社が合理的に判断した場合、当社はお客様に通知し、本契約の全部又は一部を解除することができるとします。
- (1)天災地変(著しく滞在が、物理的、法的又は安全上、不能又は著しく困難となる程度の壊滅的な規模のものに限ります。)
- (2)戦争、テロ、暴動、内乱(渡航又は滞在が、物理的、法的又は安全上、不能又は著しく困難となる程度のものに限ります。)
- (3)法令の改廃、公権力による命令・処分、政府機関・大使館・領事館の措置(日本国又は渡航先国による出入国禁止又は制限、ロックダウン、国境又は航空航路の閉鎖等)及び政治情勢等を理由とした一般的、包括的な査証等の発給停止措置など、渡航又は滞在を物理的又は法的に不能とする措置に限ります。)
- (4)現地手配先の倒産、閉鎖、授業の取消し等の判断
- (5)輸送・宿泊機関等における事故、火災、連休、又はこれらの機関によるサービス提供の停止
- (6)同業連業(ストライク)、ロックアウトその他の労働争議(渡航又は滞在が、物理的、法的又は安全上、不能又は著しく困難となる程度のものに限ります。)
- (7)その他、前各号に定める事由に準ずる、当社の責めに帰すべき事由
- 2 前項の規定に基づき当社が本契約を解除した場合、当社は、当該解除によつてお客様に生じた損害について、一切その責任を負いません。
- 3 第1項の規定に基づき当社が本契約を解除した場合、当社は、お客様から既に受領したプログラム料金、実費その他各金員から、以下の各号に定める費用を控除した残額を、お客様に返金するものとします。
- (1)解除時点までに当社が既に提供した業務に相当するプログラム料金
- (2)解除時点までに当社が既に手配を完了し、又は手配に着手したことに伴い発生した費用(現地手配先を支払うべき授業料、手配料の実費、当社又は現地手配先が支払うべきキャンセル料等)を含みますが、これらに限られません。
- (3)その他、契約の終了に伴い当社が負担することとなる費用
- 4 前項の返金には、お客様の負担とします。

第19条(当社の責任範囲)

- 1 現地手配先が提供するサービス(授業、講習、レッスンは、滞在、ホームステイ等の)サービス内容、質、又は特定の講師による指導を受けられること等は、現地手配先が独自に企画・運営・提供されるものであって、当社が提供するサポートサービスにおいて保証するものではありません。
- 2 現地手配先が入学、課程の修了、資格の取得、査証等の発給といった特定の成果や結果は、現地手配先又は大使館等の審査・判断によってあり、当社が提供するサポートサービスにおいて保証するものではありません。
- 3 当社がサポートサービスとして提供するカウンセリング、情報提供、助言等は、お客様の留学等に関する判断の一助として提供されるものであり、当社は、当該情報等の正確性、正確性、適時性又はお客様の特定の目的に対する適合性を保証するものではありません。
- 第20条(免責事項)**
- 1 当社は、当社に故意または過失がある場合を除き、以下の事由による手配内容の全部又は一部の変更、又は不能によりお客様に生じた損害につき、一切責任を負いません。また、当社に故意または過失がある場合を除き、これらによりお客様が既に支払った費用、プログラム料金、実費、変更手数料等の費用については、当社は返金義務を負いません。ただし、当該事由の発生により、当社が第18条第1項の規定に基づき本契約を解除することを選択した場合はこの限りではなく、同条第3項の定めに従い精算(返金)するものとします。
- (1)お客様の主観的事由により、お客様が希望する現地手配先のお客様がお客様に適合しないとき。
- (2)現地手配先が都合又は第三者機関(交通機関、宿泊施設、不動産会社等)を含みますが、これらに限られません。この都合、インターネット接続の不具合、決済、申込み若しくは認証システムの障害又は仕様(現地固有のシステム)の仕様、不具合、日本からのアクセス制限、現地電話番号若しくは現地銀行口座の所持又は現地専用アプリの利用等が必要となる場合を含みますが、これらに限られません。)
- (3)当社の責めに帰すべき事由により、お客様の身に帰すべき事由により、当社が合理的な手段により連絡を詰めたにもかかわらず、1カ月以上にわたる連絡が取れない場合。
- (4)その他やむを得ない事由があると当社が合理的に判断した場合。
- 2 お客様が、日本国内外を問わず、破産、民事再生、私的整理又はこれに類する倒産手続の申立てをし、又はその申立てを受けた場合。
- (2)お客様が、第8条第1項又は第2項の規定に違反したと当社が合理的に判断した場合。
- (3)お客様が死亡又は所在不明となつた場合。
- (4)その他やむを得ない事由があると当社が合理的に判断した場合。
- 3 当社が、お客様に対し、当社に届け出たあなたの連絡先その他合理的な手段により連絡を詰めたにもかかわらず、1年間以上継続して連絡が取れない場合は、当社からの意思表示その他通知を要することなく、本契約は当然に解約されたものとみなします。
- 4 前3項に基づき当社が本契約を解約した場合、お客様は、当社に対し、別表第五に定める解約手数料及び、当該解約に伴い発生した現地手配先が定めるキャンセル料、実費を支払うものとします。なお、振込手数料等はお客様の負担とします。ただし、当社の故意又は過失によりプログラムが履行不能となった場合はこの限りではありません。

- トの残存有効期間の不足、過去の不法滞在、滞在国、渡航先国に対する出入国の間的外交関係(パスポートの入国記録等を理由とする場合を含みます)にこれらに限らずに、提出書類の不備、査証申請の不足、又は大使館等による審査の結果を含みますが、これらに限らずに、)により査証等が発給されない場合、または現地入国拒否されたとき。
- (6)その他、当社が業務遂行にあり社会通念上求められる合理的な努力を行ったにもかかわらず、物理的、技術的または時間的制約により、手配内容の実現が事実上困難または不可能となつたとき(理論上は手続が事実上あつても、予約可能な日時が著しく将来に及ぶ場合、又は現地固有のシステム仕様若しくは通信環境(日本国内からのアクセス制限、現地電話番号若しくは現地銀行口座の所持、又は現地専用アプリの利用等が必要となる場合を含みますが、これらに限られません。))により日本からの決済、申込みその他手続若しくは操作が完了できない場合を含みますが、これらに限られません。)
- (7)その他、当社の責めに帰すべからざる事由により、手配内容が変更され、又は不能となつたとき。
- 2 当社等は、本契約に基づき業務として、身元保証サービスを行うこととなりますが、これにより金銭的又は法的責任を負うことではありません。万が一、当社が金銭的又は法的責任を負い、当社が金銭的又は法的責任を負担する場合は、お客様の損害を被る場合は、お客様は当社に対し、直ちにそれらを弁償しなければなりません。
- 3 当社等は、本契約に基づき業務として、郵便物・荷物無料預りサービスを行うことがあります。郵便物・荷物又は過失に基づかない盗難、紛失、破損事故については一切責任を負いません。
- 4 当社は、本プログラム料金、紹介料等の実費の支払いに際し、提携先金融グループ会社の紹介や申込手続代行を行うことがあります。が、それらは、当該ローン会社とお客様との間の法律関係であり、お客様の独自の判断で当該ローン会社と契約頂くものとします。当社は、審査資格の確保によるローンの可否や債務保証、その当該ローン会社とお客様との間の法律関係について一切責任を負いません。
- 5 当社等は、お客様の特定の行動に対して指示又は指導を行うものではなく、お客様は、個人の責任において行動するものとし、お客様個人の行動により生じた以下に列示するような事項は、お客様個人の責任を負担し解決するものとし、当社に故意又は過失がある場合を除き、当社は一切責任を負いません。
- (1)お客様が日本国又は現地の法令に違反し、又はそれに準ずる行為を行ったことにより生じた刑事事件等。
- (2)お客様が現地における危険管理、安全、健康その他の配慮を欠いたことにより生じた、紛争・事故、又は病気等。
- (3)お客様と他のプログラム参加者その他第三者との間で生じた紛争・事故。
- (4)お客様と現地手配先との間で生じた紛争・事故。
- (5)その他お客様個人の行動により生じた一切の紛争・事故。
- 6 当社の故意または過失により損害を除き、当社は、以下の各号に起因してお客様に生じた損害または不利益について、一切の責任を負いません。また、申込金、プログラム料金、実費、変更手数料等、当社が既に受領した金員についても、返金されません。
- (1)お客様が体験し又は申込した現地手配先の可否結果、当社が提供する本契約に基づく業務(入試情報案内(説明含む)、出願手続代行その他手配内容の調整・内容変更(含みません。))が、申込し又は申込した内容と異なるものでなく、合否が当該現地手配先の判断によるものであり、当社には一切責任を負いません。
- (2)希望する講師のクラスの定員状況、講師の選任、健康上の事情による休職、現地手配先による入学者選考方式の変更等、当社の管理の及ばない事由により、手配内容が変更された場合。
- (3)当社が定める期間までに、お客様から現地手配先への出願申請、査証等の申請書類その他必要書類(以下本項において「申請書類等」といいます。))が当社に提出されず、又は必要な申請(当社が代行する場合お客様が直接現地手配先やその他関係先に支払う場合を含みますが、これらに限られません。))が完了しなかった場合、当社は当該書類の受領、確認、送金手続または現地手配先若しくは大使館等への提出の準備に必要な期間を確保するために期限を設けています。
- (4)申請書類等(出願書類、課題曲、曲目リストその他の提出物)を含みますが、これらに限らずに、)に不備があったことにより、お客様が受験機会を逸し、又は査証等が発給されない場合は発給が遅延すること、手配内容の変更又は不能が生じた場合。なお、当社は、お客様の変更又は不能が生じた理由を問わず、お客様が提供する案内(説明含む)又はお客様自身の判断により、当社に提供された申請書類等の内容(記載内容、課題曲、曲目リスト等)を含みますが、これらに限らずに、)に不備、不足、又は出願先の要件との不適合があったとしても、これらはお客様の責任において準備されたものとみなします。
- (5)その他、当社の責めに帰すべからざる事由により、お客様に損害又は不利益が生じた場合。
- 7 航空機・列車等のチケット手配において、運送機関による運賃改定、燃油チャージの増徴、為替変動等により見解相違しと発券時の間に代金の差額が生じた場合、当社は当該規則について一切の責任を負いません。また、運送機関の規則(LLC等の条件を含みますが、これらに限らずに、)により変更・払戻しが制限されている場合における変更・払戻しの不能およびこれに伴う一切の損害(運送機関が払い戻さない金員を含みますが、これらに限らずに、)につき、当社は一切の責任を負いません。
- 8 お客様が当社に通知した氏名(スぺル)、性別、生年月日等の情報と、実際のパスポートまたは査証等の記載内容とが一致せず、パスポートまたは査証等の記載内容と異なる場合は、運送機関の事由(過剰予約・キャンセル)、システム障害等を含みますが、これらに限らずに、)により搭乗拒否、予約の取消、またはチケットの再購入が必要となった場合、これらに起因する損害および追加費用について、当社は一切の責任を負いません。
- 第21条(責任及び損害の負担)**
- 1 当社等は、本契約に基づく各種業務を遂行するにあたり、当社の故意又は過失によりお客様に損害を及ぼした場合を除き、当社は何らの責任も負いません。
- 2 本契約に基づき業務の遂行にあたり、当社はおお客様の依頼に基づき、現地手配先、宿泊施設、不動産会社、不動産業者、航空会社、鉄道会社、その他輸送機関(航空送迎業者、各種運送機関等)、運送会社、金融機関、医療機関、通信事業者、旅行会社、保険会社、翻訳・認証サービス提供者、外務省、大使館、公証役場等の各機関、及びその他当社提携先(以下、これらを総称して「第三者機関」といいます。))の手配又はその手続代行を行うことがあります。これらの第三者機関が、ご自身の責任において、お客様に損害を及ぼした場合、当社は当該第三者機関の責任を負いません。ただし、当社は、これらの第三者機関の選定又は手配の代行に際し当社に故意又は過失がある場合を除き、当該第三者機関の責めに帰すべき事由(当該機関によるサービスの提供、運営、事故、倒産、閉鎖、処分等)を含みますが、これらに限らずに、)によりお客様に生じた損害について、一切責任を負いません。また、当社の選定基準によらず、お客様の具体的な指示に基づき特定の第三者機関を選定又は手配した場合は、当社は当該選定又は手配について責任を負いません。
- 3 本契約に起因又は関連する事由により当社がお客様に対して責任を負う場合、当社の責任の累積限度額はプログラム料金の100%相当額を限度とします。ただし、この場合において、当社がお客様から受領した実費の返還については、この限度額の対象外とし、当社は受領済みの実費全額を返還するものとします。なお、お客様の生命・身体に損害が生じた場合、又は当社の故意もしくは重大な事由に起因する場合は、本項に定める責任の限度額は適用されません。
- 4 お客様の故意又は過失により当社が損害を被った場合、お客様は当社に対し、その損害を賠償するものとします。

第七章 その他

第22条(情報管理システムの利用及び情報管理責任)

- 1 当社は、お客様に対し、プログラムに関する情報(以下「プログラム情報」といいます。))をオンライン上で確認することができる専用のシステム(以下「本システム」といいます。))を提供する場合があります。お客様は、当社が別途通知する方法に従い、本システムへのログインに必要な情報(ID・パスワード)を入力し、プログラム情報を確認するものとします。
- 2 お客様は、自己の責任において、本システムのログイン情報の管理・使用を行うものと、これを第三者に譲渡、貸与、開示、その他方法で提供してはならないものとします。
- 3 お客様がログイン情報やプログラム情報を第三者に開示した場合は提供した場合や、お客様の故意または過失により誤って転送したとき等によりプログラム情報が漏えい・流出した場合、当社はこれに起因するいかなる損害についても一切の責任を負いません。
- 第23条(個人情報取扱い)**
- 1 お客様よりご提供頂きました個人情報(個人情報保護法に基づき、当社のプライバシーポリシー(個人情報保護方針)に基づき、以下のとおり取扱いいたします。)
- (1)当社において、査証等の申請、渡航手続、保険申込、クレーム(当社)の申込、国際帰国申請(申し込み)、航空機・列車等の交通機関の申込、国際携帯電話レンタル申込、申込み等の申請、ホームステイ申請、学校入学手続、講師先に対する申込手続の代行等)を遂行するために必要とする範囲で、お客様の個人情報(住所、会社名、鉄道会社、宿泊施設、不動産会社、不動産賃貸、運送会社、保険会社、クレジット会社、金融機関(銀行・クレジット会社等)、通信事業者、医療機関、ホテル、旅行代理店、翻訳・認証サービス提供者等、現地手続代行会社、現地政府機関、国内の公的機関(外務省、大使館、公証役場、現地政府機関等)、弁護士等)及び、国内緊急連絡先に記載されている方へ提供することとなります。これらの提供先のうち外国(日本国外)に所在する第三者に個人情報を提供する場合は、当社は、提供先の名称、所在地、当該国又は地域における個人情報保護法の概要、及び当社が講じる安全管理措置について、本人の求めに応じて開示します。なお、当社は、これらの第三者との間で個人情報の取扱いに関する契約を締結し、適切な安全管理を行うものとします。
- (2)当社は、お客様がご案内等を差し上げるため、個人情報取扱いの取扱いに関する契約を締結した上で、メール配信及び、ダイレクトメール代行業務等にお客様の個人情報を預託する場合があります。
- (3)お客様は、いつでもお客様本人の個人情報を開示するよう求めることができます。開示の結果、当該個人情報が誤りがある場合、お客様は当該個人情報訂正、又は利用の中止を要することとなります。尚、開示の取、送料等は実費お客様の負担となります。
- (4)お客様が、参加者として、他の第三者の個人情報を当社に提供した場合、お客様は、当該第三者(参加者を含みます。))に対し、本条に定める個人情報の利用目的および提供先(外国)にある第三者への提供を含みます。))について説明し、適法に同意を得た上で提供するものとします。
- (5)開示、訂正、又は利用の中止を要求される場合、次のお客様窓口まで、お電話、又はメールにてご連絡ください。個人情報に関する問合せ窓口:

- TEL: 011-0052
東京都千代田区神田川1町3-8 神田駿河台ビルZF
アンドビジョン株式会社 03-5577-4500
info@andvision.net
- (3)当社は、第1号に定める利用目的(特に、海外渡航申請、航空機・列車等の交通機関のチケットの手配、保険の申込み等、クレジットカード申込、国際携帯電話レンタル申込、申込み等の申請、ホームステイ申請、学校入学手続、講師先に対する申込手続の代行等)を遂行するために必要とする範囲で、お客様の個人情報(住所、会社名、鉄道会社、宿泊施設、不動産会社、不動産賃貸、運送会社、保険会社、クレジット会社、金融機関(銀行・クレジット会社等)、通信事業者、医療機関、ホテル、旅行代理店、翻訳・認証サービス提供者等、現地手続代行会社、現地政府機関、国内の公的機関(外務省、大使館、公証役場、現地政府機関等)、弁護士等)及び、国内緊急連絡先に記載されている方へ提供することとなります。これらの提供先のうち外国(日本国外)に所在する第三者に個人情報を提供する場合は、当社は、提供先の名称、所在地、当該国又は地域における個人情報保護法の概要、及び当社が講じる安全管理措置について、本人の求めに応じて開示します。なお、当社は、これらの第三者との間で個人情報の取扱いに関する契約を締結し、適切な安全管理を行うものとします。
- (4)当社は、お客様がご案内等を差し上げるため、個人情報の取扱いに関する契約を締結した上で、メール配信及び、ダイレクトメール代行業務等にお客様の個人情報を預託する場合があります。
- (5)お客様は、いつでもお客様本人の個人情報を開示するよう求めることができます。開示の結果、当該個人情報が誤りがある場合、お客様は当該個人情報訂正、又は利用の中止を要することとなります。尚、開示の取、送料等は実費お客様の負担となります。
- (6)お客様が、参加者として、他の第三者の個人情報を当社に提供した場合、お客様は、当該第三者(参加者を含みます。))に対し、本条に定める個人情報の利用目的および提供先(外国)にある第三者への提供を含みます。))について説明し、適法に同意を得た上で提供するものとします。
- (7)開示、訂正、又は利用の中止を要求される場合、次のお客様窓口まで、お電話、又はメールにてご連絡ください。個人情報に関する問合せ窓口:

第24条(届出内容)

- 1 お客様は、申込書に記載した内容その他当社に届け出た内容が正確であることを保証します。当社は、当該情報が正確であることによりお客様に生じた損害について、一切責任を負いません。
- 2 お客様は、申込書に記載した内容その他当社に届け出た内容に変更が生じた場合、速やかに変更手続を行うものとします。
- 3 当社からお客様への本契約のご変更のご通知は、お客様が届け出た連絡先に宛てた連絡(電子メール等の電磁的通信方法を含みますが、これらに限らずに、)の発送をもって通知したものとみなします。なお、お客様が前項の届出を怠るとお客様の責めに帰すべき事由(お客様が届け出た連絡先が未定となつた場合は、通常連絡すべきときに当社からの通知がお客様に到達したものとみなします。)

第25条(一般義務)

- お客様は、次の各号を遵守し、アンドビジョン留学プログラムの円滑な運営に協力するものとします。
- (1)法令、公序良俗、慣例に違反するような行為を行わないこと。
- (2)当社等、現地手配先が定める各種規則に従って行動すること。
- (3)当社等、現地手配先のみならず、個人の人々に対しても現地の文化を充分理解し、常識をわきまえて行動すること。
- 第26条(準拠法)**
- 本契約及び本契約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国に準ずるものとします。
- 第27条(裁判管轄)**
- 本契約及び本契約に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 第28条(約款の変更)**
- 1 本契約に基づく当社とお客様との個別の契約内容は、当社とお客様との間の個別の合意により変更されるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、次に掲げるいづれかの場合には、お客様の個別の同意を得ることなく、本約款を変更することができるとします。
- (1)本約款の変更が、お客様の一般の利益に適合すること。
- (2)本約款の変更が、契約した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事項に照らして合理的であると。
- 3 当社は、前項の規定により本約款を変更する場合、変更する旨、変更後の本約款の内容及び効力発生時期を当社ウェブサイト(https://www.andvision.net/)に掲載します。変更後の本約款は、当該ウェブサイトに掲載した日から14日か経過した時をもって効力が生ずるものとします。
- 第29条(第3項関係)**
- 本約款の内容は、2026年2月1日以降に申し込まれるすべての本契約に適用されます。

- 別表第一 申込金(第3条関係)
プログラム毎に100,000円
ただし、当社が申込書又は見積書等において別途金額を定めた場合は、その金額とします。
- 別表第二 ラッシュ料金(第11条関係)
本表は、事務手続開始日からプログラムに関して本表1項で定める基準日までの期間に応じ、通常のプログラム料金に追加してお支払いいただくラッシュ料金の金額及びその適用条件を定めたものです。
- 1 基準日
ラッシュ料金の計算の基準となる日(以下「基準日」といいます。))は、プログラムの種類に応じて以下のとおりとします。(1)入試合格前サポート及びアラカルト(入試情報案内・学校・コンクール等への出願手続代行、その他これらに準ずる業務)：出願する学校等が定める最も早い出願締切日、な

- お、上記業務を含まないアラカルトについては、次号を適用します。
- (2)「短期プログラム」及び「アラカルト(前号以外)」:渡航開始日、講習開始日、宿泊開始日、又は申込締切日など、当該プログラムの主要な業務が開始される日若しくは手続の期限となる日のうち最も早い日。
- 2 ラッシュ料金の金額
事務手続開始日から前項に定める基準日までの期間が、以下の条件に定める期間に満たない場合、ラッシュ料金として、通常のプログラム料金に対し、それぞれ当該各号に定める割合を乗じた金額をお支払い頂きます。(1)入試合格前サポート)及び「アラカルト(入試情報案内・学校・コンクール等への出願手続代行、その他これらに準ずる業務)」
- イ 期間が6週間(42日)以下のごとき:50%
ロ 期間が4週間(28日)以下のごとき:80%
ハ 期間が3週間(21日)以下のごとき:30%
ニ 期間が2週間(14日)以下のごとき:50%
- 3 合格後等
「合格後サポート」のラッシュ料金は、個別の手配内容の特殊性に考慮に応じて発生する場合があります。ラッシュ料金は、当社がお客様に個別の具体的な発生条件及び金額については、当社がお客様に対し個別に見積書を提示し、お客様の同意を得た上で適用するものとします。

別表第三 同一プログラム内での変更をう場合手数料(第14条第1項関係)

短期プログラム、入試合格前サポート、合格後サポート	変更の申出時期	変更手数料
A	手続第一段階(契約成立日から事務手続開始日の前日まで)に変更を申し出る場合	無料
B	手続第二段階(事務手続開始日から手配確定日の前日まで)において、事務手続開始日から起算して10日目に当たる日以降に変更を申し出る場合	プログラム料金の20%
C	手続第二段階(事務手続開始日から手配確定日の前日まで)において、事務手続開始日から起算して11日目から30日目に当たる日までに変更を申し出る場合	プログラム料金の40%
D	手続第二段階(事務手続開始日から手配確定日の前日まで)において、事務手続開始日から起算して31日目に当たる日以降に変更を申し出る場合	プログラム料金の60%
E	手配確定日以降に変更を申し出る場合	プログラム料金の80%

上記の表に定める変更手数料は、原則としてプログラム料金の総額を基準として算出します。ただし、変更が宿泊、送迎その他手続内容に該当しない個別に手配される項目(以下「個別項目」といいます。))のみに関与する場合であつて、当該個別項目に係る料金又は実費を特定できるときは、当社とお客様との合意に基づき、当該個別項目に係る料金又は実費を基準として変更手数料を算出することができるとします。

2 アラカルト

本プログラムの変更手数料は、変更の申出があつた時点において、変更の対象となるサポート項目のうち、まだ未定確定日を迎えていないもの(以下「変更対象未確定項目」といいます。))に係る料金の合計額に対し、以下の表に定める時期に応じて、それぞれ定める料率を乗じた金額とします。

変更の申出時期	変更手数料	
A	手続第一段階(契約成立日から事務手続開始日の前日まで)に変更を申し出る場合	無料
B	手続第二段階(事務手続開始日から手配確定日の前日まで)において、事務手続開始日から起算して10日目に当たる日以降に変更を申し出る場合	20%
C	手続第二段階(事務手続開始日から手配確定日の前日まで)において、事務手続開始日から起算して11日目から30日目に当たる日までに変更を申し出る場合	40%
D	手続第二段階(事務手続開始日から手配確定日の前日まで)において、事務手続開始日から起算して31日目に当たる日以降に変更を申し出る場合	60%
E	手配確定日以降に変更を申し出る場合	80%

別表第四 最終手続内容又はプログラム自体の変更を行う場合の手数料(第14条第2項及び第3項関係)

変更の申出時期	変更手数料
手続第一段階に変更を申し出る場合	10,000円

別表第五 解約手数料(第14条第3項、第14条第3項、第16条、第17条関係)

短期プログラム、入試合格前サポート、及び合格後サポート	解約時期	解約手数料
A	手続第一段階(契約成立日から事務手続開始日の前日まで)に解約する場合	申込金の100%
B	手続第二段階(事務手続開始日から手配確定日の前日まで)において、事務手続開始日から起算して10日目に当たる日に解約する場合	プログラム料金の60%
C	手続第二段階(事務手続開始日から手配確定日の前日まで)において、事務手続開始日から起算して11日目から30日目に当たる日までに変更を申し出る場合	プログラム料金の80%
D	手続第二段階(事務手続開始日から手配確定日の前日まで)において、事務手続開始日から起算して31日目に当たる日以降に解約する場合	プログラム料金の90%
E	手配確定日以降に解約する場合	プログラム料金の100%

2 アラカルト
本プログラムの解約手数料は、お客様からの解約の申し出があつた時点における個別のサポート項目の進捗状況に応じ、以下の(1)に定める割合した金額とします。(1)手配確定済みかつ「サポート項目」に該当し、既に手配確定日を迎えていない「サポート項目」については、当該サポート項目に係る料金の100%。(2)手配未確定かつサポート項目
本約款の内容は、2026年2月1日以降に申し込まれるすべての本契約に適用されます。

解約時期	解約手数料	
A	手続第一段階(契約成立日から事務手続開始日の前日まで)に解約を申し出る場合	未確定項目に未定金額
B	手続第二段階において、事務手続開始日から起算して10日目に当たる日以前に解約を申し出る場合	項目に係る料金の60%
C	手続第二段階において、事務手続開始日から起算して11日目から30日目に当たる日までに変更を申し出る場合	項目に係る料金の80%
D	手続第二段階において、事務手続開始日から起算して31日目に当たる日以降に解約を申し出る場合	項目に係る料金の90%